

令和3年12月10日

メルセデス・ベンツ日本株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」といいます。）に対し、同社が供給する「GLA180」と称する普通自動車、「GLA200d 4MATIC」と称する普通自動車、「GLB200d」と称する普通自動車及び「GLB250 4MATIC スポーツ」と称する普通自動車に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 メルセデス・ベンツ日本株式会社（法人番号 3010401029460）  
所在地 東京都品川区東品川四丁目12番4号  
代表者 代表取締役 上野 金太郎  
設立年月 昭和61年1月  
資本金 156億円（令和3年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「GLA180」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）、「GLA200d 4MATIC」と称する普通自動車（以下「本件商品②」という。）、「GLB200d」と称する普通自動車（以下「本件商品③」という。）及び「GLB250 4MATIC スポーツ」と称する普通自動車（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

a 本件商品①

別表1 「表示媒体」欄記載の表示媒体

b 本件商品②

別表2ないし別表6 「表示媒体」欄記載の表示媒体

c 本件商品③

別表7ないし別表14 「表示媒体」欄記載の表示媒体

d 本件商品④

別表15ないし別表17 「表示媒体」欄記載の表示媒体

(イ) 表示期間

a 本件商品①

別表 1 「表示期間」欄記載の期間

b 本件商品②

別表 2 ないし別表 6 「表示期間」欄記載の期間

c 本件商品③

別表 7 ないし別表 1 4 「表示期間」欄記載の期間

d 本件商品④

別表 1 5 ないし別表 1 7 「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容

a 本件商品①

別表 1 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「AMGライン」という。）に含まれるサスペンションは、「スポーツサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツサスペンション」という。）であるかのように表示していた（別紙 1）。

b 本件商品②

(a) 別表 2 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「ダイレクトステアリング」と称する機能（以下「ダイレクトステアリング」という。）が標準装備であるかのように表示していた（別紙 2）。

(b) 別表 3 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた（別紙 2）。

(c) 別表 4 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「自動再発進機能」と称する機能（以下「自動再発進機能」という。）が標準装備であるかのように表示していた（別紙 2）。

(d) 別表 5 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）」と称する機能（以下「アクティブステアリングアシスト」という。）が標準装備であるかのように表示していた（別紙 2）。

(e) 別表 6 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②に係る AMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションであるかのように表示していた（別紙 1）。

c 本件商品③

(a) 別表 7 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③についてダイレクトステアリングが標準装備であるかのように表示していた（別紙 3）。

(b) 別表 8 「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、

本件商品③について「オフロードエンジニアリングパッケージ」と称する複数の機能がパッケージになっているもの（以下「オフロードエンジニアリングパッケージ」という。）が標準装備であるかのように表示していた（別紙3）。

- (c) 別表9「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた（別紙3）。
- (d) 別表10「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③について自動再発進機能が標準装備であるかのように表示していた（別紙3）。
- (e) 別表11「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③についてアクティブステアリングアシストが標準装備であるかのように表示していた（別紙3及び別紙4）。
- (f) 別表12「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③に係るAMGラインに「Mercedes-Benzロゴ付きブレーキキャリパー」と称するブレーキキャリパー（以下「ロゴ付きキャリパー」という。）が含まれているかのように表示していた（別紙3及び別紙4）。
- (g) 別表13「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③に係るAMGラインに「ドリルドベンチレーテッドディスク」と称するベンチレーテッドディスク（以下「ドリルドベンチレーテッドディスク」という。）が含まれているかのように表示していた（別紙4）。
- (h) 別表14「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③に係るAMGラインに「スポーツコンフォートサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツコンフォートサスペンション」という。）が含まれているかのように表示していた（別紙3）。

d 本件商品④

- (a) 別表15「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品④についてロゴ付きキャリパーが標準装備であるかのように表示していた（別紙3及び別紙4）。
- (b) 別表16「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品④についてドリルドベンチレーテッドディスクが標準装備であるかのように表示していた（別紙4）。
- (c) 別表17「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品④についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた（別紙3）。

イ 実際

(ア) 本件商品①

前記ア(ウ) aについて、AMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションであつ

た。

(イ) 本件商品②

- a 前記ア(ウ) b (a)について、ダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
- b 前記ア(ウ) b (b)について、サングラスケースが標準装備ではない車両があった。
- c 前記ア(ウ) b (c)について、自動再発進機能は、「ナビゲーションパッケージ」と称するパッケージオプション(以下「ナビゲーションパッケージ」という。)を別途装備しなければ、機能しないものであった。
- d 前記ア(ウ) b (d)について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。
- e 前記ア(ウ) b (e)について、AMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションであった。

(ウ) 本件商品③

- a 前記ア(ウ) c (a)について、ダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
- b 前記ア(ウ) c (b)について、オフロードエンジニアリングパッケージは標準装備ではなかった。
- c 前記ア(ウ) c (c)について、サングラスケースが標準装備ではない車両があった。
- d 前記ア(ウ) c (d)について、自動再発進機能は、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。
- e 前記ア(ウ) c (e)について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。
- f 前記ア(ウ) c (f)について、ロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があった。
- g 前記ア(ウ) c (g)について、ドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があった。
- h 前記ア(ウ) c (h)について、AMGラインにスポーツコンフォートサスペンションは含まれていなかった。

(イ) 本件商品④

- a 前記ア(ウ) d (a)について、ロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があった。
- b 前記ア(ウ) d (b)について、ドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があった。
- c 前記ア(ウ) d (c)について、サングラスケースが標準装備ではない車両があった。

ウ 打消し表示

(ア) 本件商品②

- a 前記ア(ウ) b(c)の表示について、別表18「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) b(c)の表示から受ける本件商品②の装備に関する認識を打ち消すものではない。
  - b 前記ア(ウ) b(d)の表示について、別表19「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) b(d)の表示から受ける本件商品②の装備に関する認識を打ち消すものではない。
- (イ) 本件商品③
- a 前記ア(ウ) c(d)の表示について、別表20「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) c(d)の表示から受ける本件商品③の装備に関する認識を打ち消すものではない。
  - b 前記ア(ウ) c(e)の表示について、別表21「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) c(e)の表示から受ける本件商品③の装備に関する認識を打ち消すものではない。

### (3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件商品②ないし本件商品④の内容又は本件商品①ないし本件商品③に係るAMGラインの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和3年4月5日から同年8月31日までの間	「The GLA Data Information」と称する冊子(以下「データインフォメーション①」という。)及び自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション①(以下「ウェブデータインフォメーション①」という。)	「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 180」、「シャーシ」、「スポーツサスペンション」及び「○」並びに「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 180」、「AMGライン」、「スポーツサスペンション」及び「O 283, 000<257, 273>」 (別紙1)

別表 2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年10月19日までの間	「The new GLA Data Information」と称する冊子(以下「データインフォメーション②」という。)	「Equipment 標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」 (別紙2)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション②(以下「ウェブデータインフォメーション②」という。)	同上

別表 3

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年10月11日から同年10月19日までの間	データインフォメーション②	「Equipment 標準装備」、「<機能装備>」及び「●サングラスケース」 (別紙2)
遅くとも令和2年10月11日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション②	同上

別表 4

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション②及びウェブデータインフォメーション②	「Equipment 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブディスタンスアシスト・ディストロニック（自動再発進機能付 <sup>*5</sup> ）」 (別紙2)

別表 5

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年10月19日までの間	データインフォメーション②	「Equipment 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト） <sup>*6</sup> 」 (別紙2)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション②	同上

別表 6

表示期間	表示媒体	表示内容
令和3年4月5日から同年8月31日までの間	データインフォメーション①及びウェブデータインフォメーション①	「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 200 d 4MATIC」、「シャーシ」、「スポーツサスペンション」及び「○」並びに「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 200 d 4MATIC」、「AMGライン」、「スポーツサスペンション」及び「O 283, 000<257, 273>」 (別紙1)

別表 7

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年4月8日までの間	「The new GLB Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション③」という。）	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」 (別紙3)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年4月5日までの間	自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション③（以下「ウェブデータインフォメーション③」という。）	同上

別表 8

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年9月16日までの間	データインフォメーション③及びウェブデータインフォメーション③	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●オフロードエンジニアリングパッケージ」 (別紙3)

別表 9

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年10月2日までの間	データインフォメーション③	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●サンングラスケース」 (別紙3)
遅くとも令和2年7月22日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上

別表 10

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション③	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブディスタンスアシスト・ディストロニック（自動再発進機能付 *1）」 (別紙3)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年3月5日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上

別表 1 1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年12月28日までの間	データインフォメーション③	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト(アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト) *2」  (別紙3)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から同月28日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上
令和2年6月25日から同年10月2日までの間	「The new GLB」と称するカタログ(以下「カタログ」という。)	「ウインカーを点滅させるだけで車線変更できるアクティブレーンチェンジングアシスト 移動したい車線側の方向へウインカーを点滅させるだけで、自動で車線変更。高速道路での追い越しなどが簡単に行えます。 <全車標準装備>」及び「もしもの場合に、クルマを安全に停止させるアクティブエマージェンシーストップアシスト 一定時間以上両手がステアリングから離れているのをシステムが検知すると、警告音が鳴り、ドライバーが反応しない場合は、さらに警告音を鳴らしながら、緩やかに減速して完全に停止します。 <全車標準装備>」  (別紙4)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	自社ウェブサイトに掲載したカタログ(以下「ウェブカタログ」という。)	同上

別表 1 2

表示媒体	表示期間	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	データインフォメーション③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シャーシ」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「○」</li> <li>・「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「AMGライン」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「○280, 000&lt;254, 546&gt;」</li> </ul> (別紙3)
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	ロゴ付きキャリパーを装着した本件商品③の写真と共に、「パッケージオプション」、「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」及び「●Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」 (別紙4)
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間及び令和3年2月1日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 1 3

表示媒体	表示期間	表示内容
遅くとも令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	ドリルドベンチレーテッドディスクを装着した本件商品③の写真と共に、「パッケージオプション」及び「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」 (別紙4)
遅くとも令和2年7月22日から同年12月11日までの間及び令和3年2月1日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 1 4

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年12月18日までの間	データインフォメーション③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シャーシ」、「スポーツコンフォートサスペンション」及び「○」</li> <li>・「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「AMGライン」、「スポーツコンフォートサスペンション」及び「○280, 000&lt;254, 546&gt;」</li> </ul>
令和2年6月25日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上

別表 1 5

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	データインフォメーション③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB250 4MATICスポーツ」、「シャーシ」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリア [フロント]」及び「●」</li> <li>・「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB250 4MATICスポーツ」、「AMGライン」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリア [フロント]」及び「●」</li> </ul>
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	ロゴ付きキャリアパーを装着した本件商品④の写真
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 16

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	ドリルドベンチレーテッドディスクを装着した本件商品④の写真 (別紙4)
遅くとも令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上

別表 17

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和2年8月19日から同年10月2日までの間	データインフォメーション③	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●サングラスケース」 (別紙3)
遅くとも令和2年8月19日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上

別表 18

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション②及びウェブデータインフォメーション②	「*5:ナビゲーションパッケージ(パッケージオプション)を同時装着した場合は、アクティブディスタンスアシスト・ディストロニックに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別紙2)

別表 19

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年10月19日までの間	データインフォメーション②	「*6:ナビゲーションパッケージ(パッケージオプション)を同時装着した場合は、『アクティブステアリングアシスト(アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト)』が追加装備されます。」 (別紙2)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	ウェブデータインフォメーション②	同上

別表 2 0

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション③	「※1：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、アクティブディスタンスアシスト・ディストロニックに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別紙3)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から令和3年3月5日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上

別表 2 1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から同年12月28日までの間	データインフォメーション③	「※2：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、『アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）』が追加装備されます。」 (別紙3)
令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同年12月18日から同月28日までの間	ウェブデータインフォメーション③	同上
令和2年6月25日から同年10月2日までの間	カタログ	・「※車両が高速道路上と認識している場合のみ作動します。レーダーセーフティパッケージ及びナビゲーションパッケージ装着時にご利用いただける機能です。」 ・「※レーダーセーフティパッケージ及びナビゲーションパッケージ装着時にご利用いただける機能です。」 (別紙4)
令和2年6月25日から同年10月22日までの間	ウェブカタログ	同上